

地球温暖化対策報告書について

平成30年10月25日(木)26日(金)



クール・ネット東京

公益財団法人 東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称:クール・ネット東京)
事業支援チーム 支援制度担当



制度の概要①

都内全ての中小規模事業所を対象に、**事業者**が、所有または使用する**事業所**ごとに**前年度のエネルギー使用量及びCO₂排出量、地球温暖化対策の実施状況等**を東京都に**報告する制度**です。

『地球温暖化対策報告書』の作成に取り組むことを通じて、各事業所の二酸化炭素排出量を把握し、地球温暖化対策を継続的に実施していただくことを目的としています。





制度の概要②

都内での事業活動にともない設置する中小規模事業所等が対象
※ 事業者単位での報告となります

事業所

ビル、テナント、工場、店舗等（建物又は施設）

事業者

法人、団体、個人等

事業者

事業所



ビル

事業所



テナント

事業所



工場

事業所



店舗



制度の概要③

中小規模事業所とは？

原油換算エネルギー使用量が年間で1,500kL未満の事業所

原油換算
エネルギー
使用量

電力

+

都市ガス

+

燃料等

=

エネルギー
使用量



電力
[千kWh]

都市ガス
[千Nm²]

燃料等

×

単位発熱量



電力
9.97[GJ/千kWh]

都市ガス
45[GJ/千Nm²]

燃料等
燃料ごとに設定

×

原油換算
係数



0.0258
[kL/GJ]



報告書の提出区分

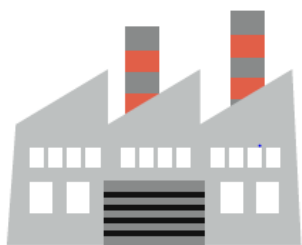
義務提出者

都内に設置している『前年度の年間の原油換算エネルギー使用量が30 kL 以上1,500 kL 未満の事業所等』の原油換算エネルギー使用量の合計が3,000 kL 以上になる事業者です。

任意提出者

義務提出事業者以外の都内に中小規模事業所(年間の原油換算エネルギー使用量が1,500kL未満の事業所等)を所有・使用する事業者です。

所有している事業所



使用している事業所



テナント

合算の対象は、都内で所有又は使用している
30 kL以上1,500 kL未満の事業所等が対象となります。



合計 3,000KL 以上



義務
提出

義務提出 期限

8月31日



合計 3,000KL 未満



任意
提出

任意提出 期限

12月17日



直近3ヶ年度の本報告書ご提出状況

	提出事業者数			提出事業所数			CO2排出量(万t)		
年度	H27 提出	H28 提出	H29 提出	H27 提出	H28 提出	H29 提出	H27提出 (H26実績)	H28提出 (H27実績)	H29提出 (H28実績)
義務 提出	290	286	283	23,002	22,915	22,967	471	580	589
任意 提出	1,935	1,866	1,850	11,576	11,421	11,225	55	67	65
合計	2,225	2,152	2,133	34,578	34,336	34,192	527	647	654

※平成30年3月末時点



本制度に取り組むメリット

1 エネルギー使用量等を管理でき、光熱水費削減

CO₂や光熱水費を削減するためには、まずは、エネルギー等の使用状況を把握して管理することが必要です。『地球温暖化対策報告書』の作成に取り組めば、自然にそれができます。

2 地球温暖化対策への取組をPR

提出いただいた『地球温暖化対策報告書』については、法人名・事業所名・CO₂排出量・地球温暖化対策等を東京都環境局のホームページで広く一般に公開しています。

3 減税制度や各種助成金等への申請が可能

グリーンリース普及促進事業・省エネ促進税制などの東京都の支援策において、『地球温暖化対策報告書』の提出が申請条件の1つになっています。



グリーンリース普及促進事業における本制度の位置付け

申請条件

交付申請を行おうとする助成対象事業者は、当該テナントビルに係る 地球温暖化対策報告書 を申請を行う年度の提出期日もしくは交付申請までに提出済みでなくてはなりません。

毎年度の報告

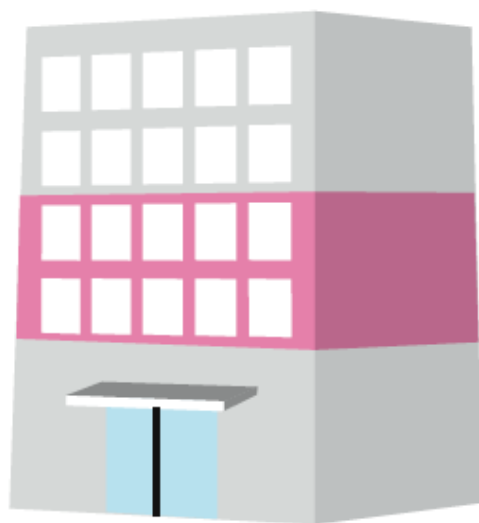
工事完了の翌年度から3年度目の実績分まで、地球温暖化対策報告書 をご提出していただきます。提出期限は毎年度7月31日です。



本制度の対象となる事業者

**事業所等の所有者と使用者のいずれも、
報告書を作成及び提出する主体となります。**

(例)テナントビルの場合



**所有者（オーナー）の報告範囲
【ビル全体】**

助成対象事業者はオーナー
として報告書を提出

**使用者（テナント）の報告範囲
【賃借部分のみ】**

申請に使用者としての
報告は必須でない

※事業所全体を賃貸する一棟借りの場合などは、当該事業所全体を
対象範囲とした地球温暖化対策報告書が、事業所の所有者と賃貸
者の双方から提出されることになります。



本制度の対象となる事業所

都内での事業活動にともない設置する中小規模事業所等が対象となります。
※住居用及び自動車、鉄道、船舶、航空機の運航に伴うものは除きます。

対象となる事業所等

所有事業所
(工場・ビル・店舗他)



テナント(賃貸事務所)



テナント

連鎖化事業の
直営・加盟店

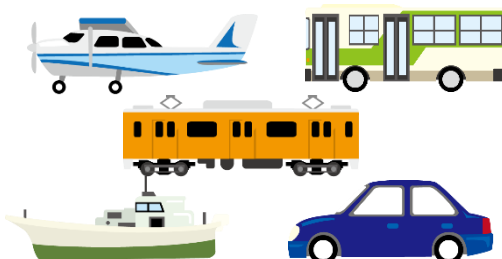


対象外

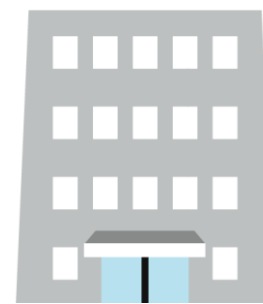
住居に使用する部分



自動車、鉄道、船舶、航空機
の運行(航)に伴うもの



都外の施設



※事業所内で使用する構内専用車両(フォークリフト等)の燃料等については、報告書に記載するエネルギー使用量の算定に含めてください。



報告書の様式

地球温暖化対策報告書
提出書
(A4 表)

1枚

地球温暖化対策報告書
その1
(A4 表)

1枚

地球温暖化対策報告書
その2
(A4 表・裏)

事業所の数

※事業所が複数ある場合は、
本社等でとりまとめて提出

表紙

代表者印を押印し、
紙での提出が必須。

事業者全体について報告

地球温暖化対策の方針
や実施状況等を記入。

各事業所について報告

事業所の概要や前年度のエ
ネルギー使用量、地球温暖化
対策等の実施状況を記入。

申請するテナントビルの報告が必要です



地球温暖化対策報告書作成の流れ

STEP 1

報告書作成ツール のダウンロード

東京都環境局HPより「地球温暖化対策報告書作成ツール」をダウンロード

東京都 作成ツール

検索



STEP 2

事業所等の概要・エネルギー使用量 の入力

エネルギー供給会社などからの請求書・検針票から各事業所のエネルギー使用量を把握（把握できない場合は、推計によりエネルギー使用量を算出）

STEP 3

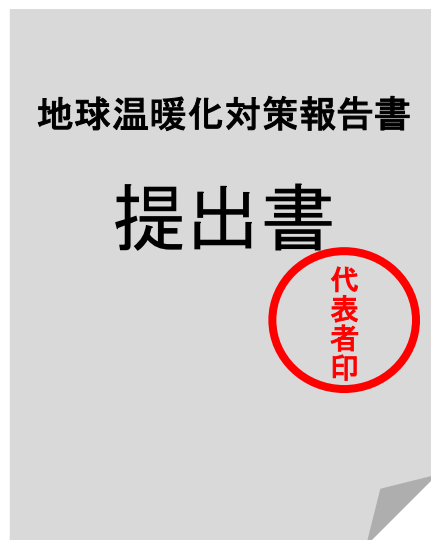
実施している地球温暖化対策 の入力

対策メニュー255種類の中から、各事業所で実施している地球温暖化対策を選択（地球温暖化対策報告書作成ハンドブック【対策メニュー編】参照）

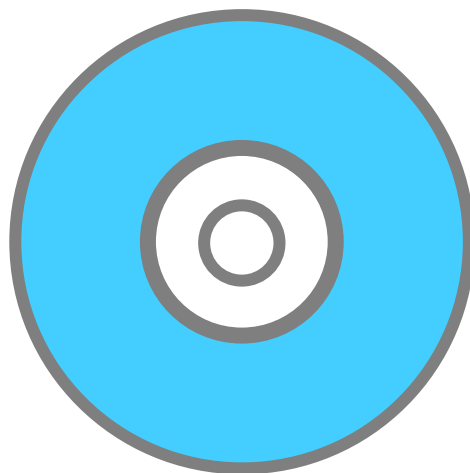


① 「地球温暖化対策報告書作成ツール(※)」で作成

※最新のVer. 4.2 をご使用下さい



紙面で提出



電子データで提出



② 「様式(電子データ版)」「様式」で作成

印刷して紙で提出



ご清聴ありがとうございます。

東京都地球温暖化防止活動推進センター (クール・ネット東京)



〒163-0810

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

新宿NSビル10階

電話：03-5990-5091 FAX：03-6279-4699

URL：<https://www.tokyo-co2down.jp/>

Email：cnt-hokoku@tokyokankyo.jp

相談方法：電話、FAX、メール、窓口（要予約）